

岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクト事業提案実施要領

1. 目的

本市は岸和田市一般廃棄物処理基本計画において、継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持を目標に、各種施策を実施・検討している。

本実施要領は、上記施策を共同実施する、「岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクト」に係る協定の相手方となる候補者の選定に当たり、事業提案の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

- (1) 事業名 岸和田市廃食用油回収・再生利用プロジェクト
- (2) 事業内容 廃食用油の回収及び再生利用事業
※詳細は、別添仕様書を参照すること。
- (3) 事業期間 協定締結日から令和14年3月31日（水）まで
(令和9年3月31日までは事前協議期間。令和9年4月1日より業務開始)

3. 予算額

事業提案及び採択された事業実施に要する一切の費用は、候補者の負担とする。
(本市の負担額は無し)

4. スケジュール

公募開始日	令和8年6月26日（金）
質疑締切期日	令和8年7月8日（水）17：00まで
質疑回答日	令和8年7月13日（月）
参加申込期日	令和8年7月16日（木）17：00まで
参加資格通知	令和8年7月21日（火）
提案書締切日	令和8年7月29日（水）17：00まで
選定結果通知日	令和8年8月10日（月）書類にて通知。

5. 候補者の資格要件

事業提案に参加できる者（候補者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
なお、複数者による共同提案で参加することも可能であるが、その場合は参加する者全者が次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 岸和田市入札参加資格を有する者であること。
ただし、入札参加資格を有していない者にあつては、次に掲げる書類を提出した場合に限り応募することができる。
 - ①登記事項証明書
 - ②誓約書 ※ホームページよりダウンロード
 - ③「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
 - ④法人及び代表者の市町村税完納証明書

⑤財務諸表（直前決算分の貸借対照表及び損益計算書）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者（岸和田市入札参加資格を有していない者で、指名停止要綱別表に掲げる指名停止の措置要件の一に該当すると認めた者も含む。）でないこと。
- (9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 応募方法等

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒596-0825 大阪府岸和田市土生町 2 丁目 4-30（岸和田市環境事務所）

岸和田市環境農林水産部廃棄物対策課

TEL：072-423-9439 FAX：072-436-0418

メールアドレス：haikibutsu@city.kishiwada.lg.jp

(2) 参加申込等提出先、期限及び方法

【提出先】(1) に同じ

【期 限】参加申込書 令和8年7月16日(木)17:00まで

提 案 書 令和8年7月29日(水)17:00まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

【方 法】提出書類等を以下の方法で提出すること。

①持参(土曜、日曜日、祝日を除く平日9:00から17:00まで。)

②郵送(提出期限必着とし、配達証明郵便等にて送付を証明できること。)

(3) 提出書類等

本実施要領及び仕様書の内容を踏まえたうえで、下記の書類を各部提出すること。

【提出書類】参加申込書 ①参加申込書1部(様式1) ※ホームページよりダウンロード

②会社概要1部

※廃棄物処理の許可を受けている場合はその旨を記載し、許可証の写しをご提出ください。

③業務実績表1部(様式2) ※ホームページよりダウンロード

④業務実施体制表1部(様式3) ※ホームページよりダウンロード

⑤共同提案にて参加する場合は、上記①～④に加えて、共同提案者一覧表1部 ※ホームページよりダウンロード

⑥岸和田市入札参加資格を有していない者の場合は、上記①～⑤に加えて、5.候補者の資格要件(1)記載の必要書類を各1部提出すること。

提 案 書 ①提案書5部(正1部、副4部)

※A4判(様式は任意)を用いること。

・正1部は、候補者の所在地、商号又は名称、担当者連絡先を記載すること。

・副4部は審査に使用するので、正と同一のもので候補者が判別できるような記載等は該当箇所をマスキングしたうえで提出すること。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②上記①の提案書データ(正・副)

※クラウドストレージサービス等を活用して提出すること。

7. 質疑・応答

(1) 受付期間: 令和8年7月8日(水)17:00まで

(2) 提出方法: 別紙質問書により、電子メールにて提出すること。

(3) 回答方法: 令和8年7月13日(月)17:00までにホームページで掲示。

8. 提案書の作成方法

仕様書のとおり

9. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

提案書を評価基準に基づき、選定委員会で評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(2)の方法により評価した選定委員の評価結果の合計点数が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 複数の同得点者が生じた場合は、選定委員長の高い得点が高い者を候補者とする。
- ③ ①、②に関わらず、選定委員の評価結果を合計し、その合計点数が満点の合計の60%未満の場合は、候補者として選定しない。なお、候補者が1者のみで、最低基準点に満たず選外となった場合は、仕様の内容を見直し、必要に応じて再度公募を実施するものとする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 選定候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の候補者の総合点
※ (1) 以外の候補者の名称は公表しない。
- (3) 選定委員の所属及び役職名

11. 協定締結の手続

- (1) 協定締結の相手方に選定された候補者と本市との間で、詳細内容について調整を行った上で協議が調った場合、協定を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により協定を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの事業提案に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合にヒアリングの実施及び追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書の提出は1候補者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

市は候補者から提出された提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本事業提案の協定締結候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て候補者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本事業提案を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本事業提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.（1）あてに提出すること。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、協定締結相手方に選定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、協定締結相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 候補者は事業提案の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、協定締結前に候補者が措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は協定を締結できない。
- (7) この業務を実施する上で、知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律など関係法令に基づき責任をもって適正に取り扱うこと。
- (8) 本事業実施者及び本事業に係る者が、暴力団員又は、暴力団密接関係者であることが判明した時、若しくはこれらのことを疑うに足る相当の理由があると認める時は、市は協定を見直すことができるものとする。また、この協定の見直しを行った場合に損害が発生した場合は、損害賠償を本事業実施者に請求することができるものとする。